

2020 年 11 月 // 日

北上市議会議長 八重樫七郎 様

請願者

住所 北上市大堤北 2-14-1

日本国民救援会北上支部

代表 大江五郎 (TEL67-4725)

紹介議員

安徳 壽美子 (安徳)  
三宅 靖 (三宅)

「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める」請願

[請願趣旨]

えん(冤)罪とは、罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受けることです。再審は、誤って有罪とされた人を救済することを目的とした制度です。しかし、我が国においては、再審は、「開かずの扉」と言われるほど、そのハードルが高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にあります。それは、各事件固有の問題ではなく、現在の再審制度が抱える構造的な問題にあります。

日本国憲法 13 条の下では、無実の人が処罰されることは許されず、再審請求があった場合には、えん罪被害者は速やかに救済されなければなりません。しかし、現行の再審制度では、再審請求手続における全面的な証拠開示や、検察官の不服申し立てによって、再審決定が長期化するなど、制度的にそれが保障される仕組みになっていません。したがって、再審請求手続における全面的な証拠開示と、再審開始決定に対する検察官による不服申し立てを制限することは、喫緊の課題となっています。

証拠開示については、2016 年の刑事訴訟法の改正の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じて、速やかに再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしており、政府はこれをふまえ、証拠開示の制度化を早急におこなうことが求められます。

以上の趣旨により、次の事項について、再審法の改正を速やかにおこなうよう、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出されるよう請願します。

[請願事項]

- 1、再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2、再審開始決定に対する検察の不服申し立てができない制度に改正すること。

